

医療費負担が軽減されるその他の制度

●付加給付制度

一部の健康保険組合や共済組合による独自の制度で、1ヵ月間にかかった医療費の自己負担限度額を決めておき、限度額を超えた金額を付加給付として支給される制度です。

高額療養費制度の自己負担限度額を超えない場合でも支給されることもあります。

各組合が独自に、任意で定める制度のため、制度の有無や給付額や手続きの方法などは様々です。制度利用の可否や詳細については、ご加入の健康保険組合の窓口にお問い合わせください。

●医療費控除

1年間(1月1日から12月31日)に支払った同じ世帯内の医療費の負担額が一定額を超えた場合、確定申告をすることで所得税の控除が受けられる制度です。

通院のための交通費、入院時の食事負担や差額ベッド代など、高額療養費制度の対象とならない費用も、医療費控除では医療費として合算できます。

手続きなど、制度の詳細については、最寄りの税務署にお問い合わせください。

Webサイトでもキイトルーダ®の情報がご覧になれます。

キイトルーダ®.jp <http://www.keytruda.jp/>



キイトルーダ®による治療を受けられる患者さんとご家族のための情報サイト

- キイトルーダ®について
- キイトルーダ®の治療の前に
- キイトルーダ®の治療スケジュールについて
- キイトルーダ®の特に注意すべき副作用
- キイトルーダ®治療解説動画



キイトルーダ®による治療を受けている患者さんへ 高額療養費制度 について

— 2020年2月改訂版 —



利用方法が不明の場合は、
保険者(健康保険証に記載されています)にお問い合わせください。

本冊子の内容は、2020年2月時点の制度に基づいています。

高額療養費制度とは

高額な医療費による負担を軽くするため、医療機関や薬局の窓口でご自身が支払う医療費が定められた上限額（自己負担限度額）を超えた場合、その超えた分の支給を受けられる制度です。

※入院時の食事負担や差額ベッド代等は含みません。



■高額療養費制度の例

例：70歳未満・年収約370万円～約770万円の場合（3割負担：医療費100万円の場合）



高額療養費として支給 30万円-87,430円=212,570円

自己負担の上限額 80,100円+(100万円-267,000円)×1%=87,430円

●212,570円が高額療養費として支給され、実際の自己負担額は87,430円となります。

高額療養費の支給を受けるには

1

保険者（健康保険証に記載されています）に交付申請し、事前に「認定証^{*1}」を取得します。

健康保険限度額適用認定証	
認定番号	年月日
氏名	
性別	年月日
住所	
電話番号	
通称	
保険者	
保険料	
保険料	

認定証（見本）

2

医療費を支払う際に、「認定証など^{*2}」を病院や薬局などの医療機関に提示することで、窓口での支払額が、高額療養費の自己負担限度額までとなります。

- 70歳以上の住民税非課税者でない方は、認定証がなくても、お手持ちの高齢受給者証などを提示することで、自動的に窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。
- 認定証の有効期間は1年です。その都度、更新が必要です。

*1 「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証（住民税非課税者の場合）」

*2 上記*1のほか、「高齢受給者証（70歳以上75歳未満の住民税非課税者でない方の場合）」または「後期高齢者医療被保険者証（75歳以上の住民税非課税者でない方の場合）」

払い戻し申請が必要な場合

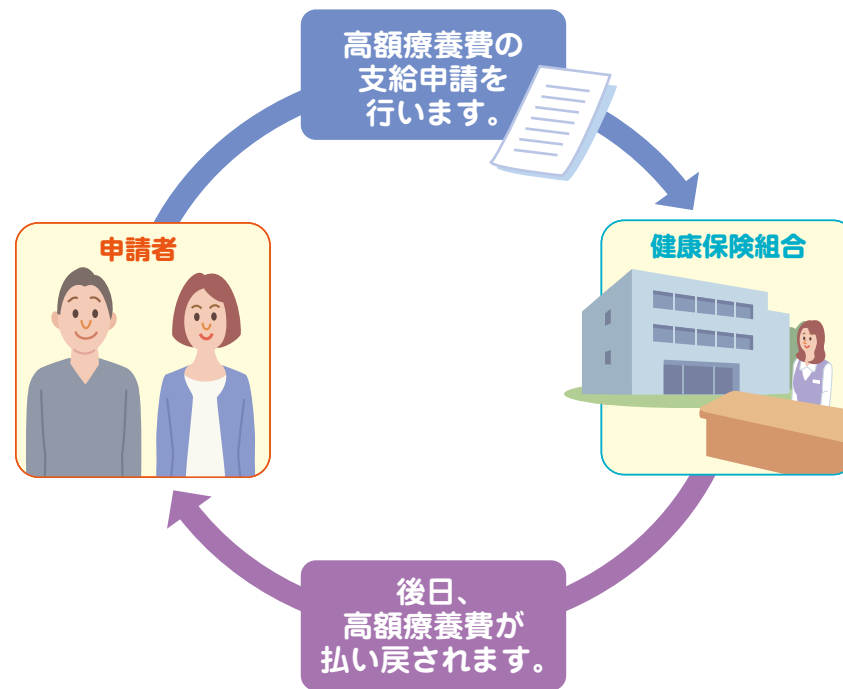
すでに支払った高額な医療費がある場合など(以下)には、高額療養費の支給申請により、自己負担限度額を超えた分の払い戻しを受けることができます。

1	70歳未満の方および70歳以上の住民税非課税者の方で、認定証を提示せずに医療機関等の窓口で医療費を支払った場合
2	世帯合算*3が適応になる場合
3	医療機関等で、多数回該当*3の適応が確認できなかった場合
4	認定証の交付が月の途中になり、それまでに医療機関等に自己負担限度額を超える額を支払っていた場合(ただし、医療機関等での払い戻しが可能な場合がありますので、医療機関等の窓口にご相談ください)

※過去の申請漏れも、受診した月の2年前までさかのぼって認められます。支給申請には医療機関等での領収書が必要ですので、必ずとっておいてください。

※高額療養費が支給されるのは、医療機関等を受診した月から約3ヵ月以降になります。

※加入されている健康保険組合によっては、高額療養費の支給は自動的に行われ、申請が不要になる場合があります。



●申請先一覧

保険者	申請・問い合わせ先
健康保険組合 (組合管掌健康保険)	健康保険組合・担当窓口
協会けんぽ (全国健康保険協会)	全国健康保険協会・各都道府県支部
国民健康保険	市区町村、各種国民健康保険組合
船員保険	全国健康保険協会・船員保険部
共済組合	各共済組合担当窓口
後期高齢者医療制度	都道府県後期高齢者医療広域連合窓口

*3 p.6・7の「さらに負担が軽減されるしくみ」をご参照ください。

※詳しくは、保険者(健康保険証に記載されています)にお問い合わせください。

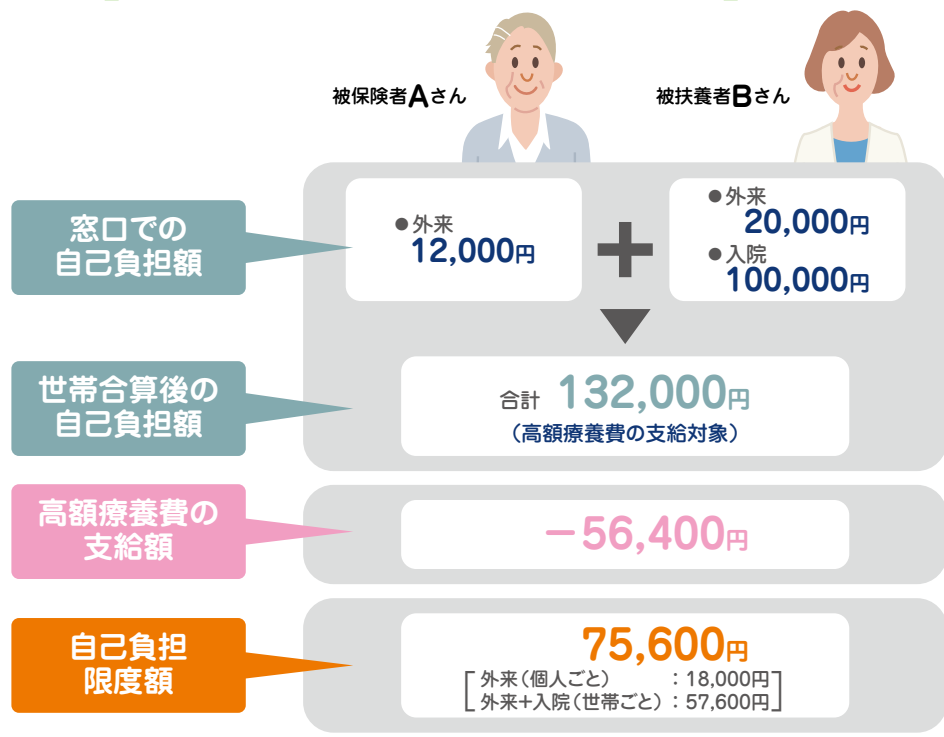
さらに負担が軽減されるしくみ

●世帯合算

1人1回分の窓口負担では自己負担限度額を超えない場合でも、複数の受診*4や、同じ世帯にいる他の方（同じ医療保険に加入している方に限ります）の受診について、窓口でそれぞれ支払う自己負担額を1ヵ月単位で合算することができます。その合算額が一定額を超えた場合、その超えた分が高額療養費として支給されます。

※ ただし、70歳未満の方の受診については、21,000円以上の自己負担額のみ合算されます。

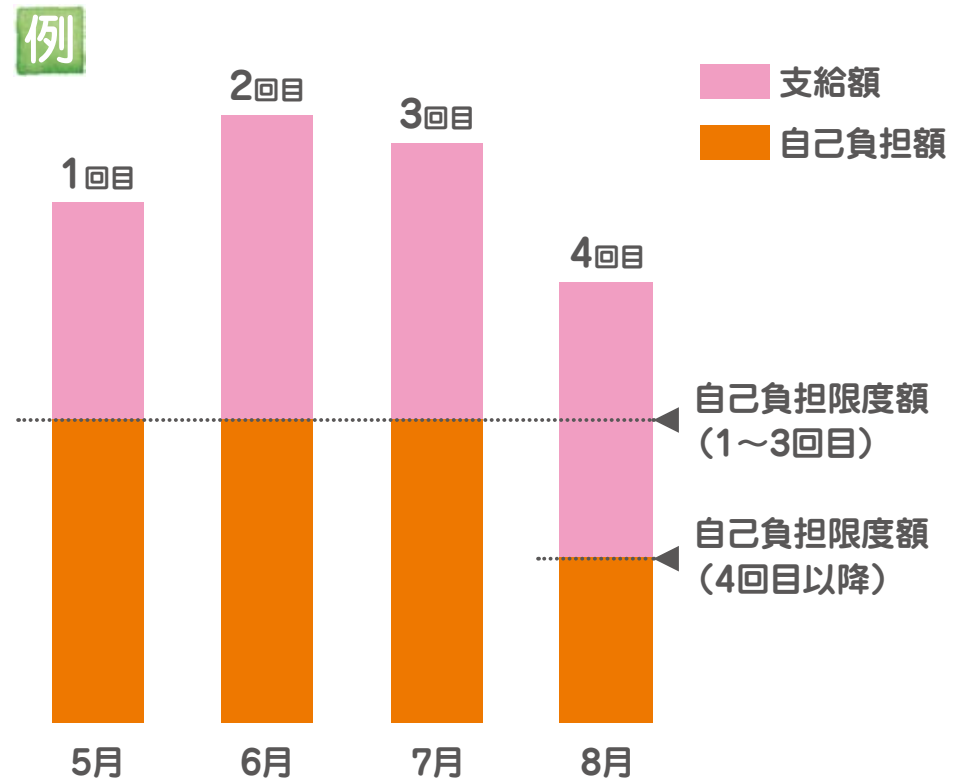
例 同じ世帯にいるAさんとBさんの場合
 [どちらも72歳（一部負担金の割合が1割）で、
 所得区分が一般（年収約156万円～約370万円）]



*4 外来/入院、医科/歯科や調剤薬局等、各窓口での支払いも合算可能です。

●多数回該当

過去12ヵ月以内に3回以上、自己負担限度額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、自己負担限度額がさらに低くなります。



●高額医療・高額介護合算療養費制度

世帯内の同一の医療保険の加入者の方について、1年間（毎年8月1日から翌年の7月31日）にかかった医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額が支給される制度です。

自己負担限度額

高額療養費制度の自己負担限度額は、年齢、所得によって区分されています。

●70歳未満の方の場合

同一月（1日～末日）の自己負担額を、受診者、医療機関、外来・入院、医科・歯科別に、21,000円以上のものを合計します。

所得区分	ひと月あたりの自己負担限度額（世帯ごと）	4回目以降の自己負担限度額 ^{*5}
年収約1,160万円～ 健保： 標準報酬月額83万円以上 国保： 年間所得901万円超	252,600円 + (医療費－842,000) × 1%	140,100円
年収約770万円～約1,160万円 健保： 標準報酬月額53万円～79万円 国保： 年間所得600万円超～901万円	167,400円 + (医療費－558,000) × 1%	93,000円
年収約370万円～約770万円 健保： 標準報酬月額28万円～50万円 国保： 年間所得210万円超～600万円	80,100円 + (医療費－267,000) × 1%	44,400円
～年収約370万円 健保： 標準報酬月額26万円以下 国保： 年間所得210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税者	35,400円	24,600円

*5 p.7「多数回該当」をご参照ください。



●70歳以上の方の場合

同一月（1日～末日）にかかったすべての自己負担額を世帯単位で合計します。自己負担額は、外来と入院別に設定されています。まず、個人ごとに外来分を計算します。その際、自己負担限度額を超えなかった分があった場合、その自己負担額と世帯ごとに計算した入院分を合計します。

所得区分	外来（個人ごと）	ひと月あたりの自己負担限度額（世帯ごと）	4回目以降の自己負担限度額 ^{*5}
現役並み	年収約1,160万円～ 健保： 標準報酬月額83万円以上 国保： 年間所得690万円以上	252,600円 + (医療費－842,000) × 1%	140,100円
	年収約770万円～約1,160万円 健保： 標準報酬月額53万円～79万円 国保： 年間所得380万円以上	167,400円 + (医療費－558,000) × 1%	93,000円
	年収約370万円～約770万円 健保： 標準報酬月額28万円～50万円 国保： 年間所得145万円以上	80,100円 + (医療費－267,000) × 1%	44,400円
一般	年収約156万円～約370万円 健保： 標準報酬月額26万円以下 国保： 年間所得145万円未満等	18,000円 (年間上限 14.4万円)	57,600円 44,400円
住民税非課税等	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

キイトルーダ[®]による治療中の自己負担限度額の例（1ヵ月あたり）※



キイトルーダ[®]は3週間ごとに1回の投与ですので、1ヵ月に1回または2回の投与になります。

●70歳未満の方の場合

所得区分	ひと月あたりの自己負担限度額（世帯ごと）		4回目以降 ^{*5}
	1ヵ月に1回投与	1ヵ月に2回投与	
年収約1,160万円～ 健保： 標準報酬月額83万円以上 国保： 年間所得901万円超	183,740円 ^{*6}	256,430円	140,100円
年収約770万円～約1,160万円 健保： 標準報酬月額53万円～79万円 国保： 年間所得600万円超～901万円	167,940円	174,070円	93,000円
年収約370万円～約770万円 健保： 標準報酬月額28万円～50万円 国保： 年間所得210万円超～600万円	83,550円	89,680円	44,400円
～年収約370万円 健保： 標準報酬月額26万円以下 国保： 年間所得210万円以下	57,600円		44,400円
住民税非課税者	35,400円		24,600円

※ ・投与量：1回200mg
 ・薬価：100mg：306,231円（2020年2月時点）
 ・キイトルーダ[®]の薬剤費のみが対象（診療費、検査費等は除く）

以上の条件にて算出しています。

●70歳以上の方の場合

所得区分	外来（個人ごと）		ひと月あたりの自己負担限度額（世帯ごと）		4回目以降 ^{*5}	
	1ヵ月に1回投与	1ヵ月に2回投与	1ヵ月に1回投与	1ヵ月に2回投与		
現役並み	年収約1,160万円～ 健保： 標準報酬月額83万円以上 国保： 年間所得690万円以上	183,740円 ^{*6}	256,430円	183,740円 ^{*6}	256,430円	140,100円
	年収約770万円～約1,160万円 健保： 標準報酬月額53万円～79万円 国保： 年間所得380万円以上	167,940円	174,070円	167,940円	174,070円	93,000円
	年収約370万円～約770万円 健保： 標準報酬月額28万円～50万円 国保： 年間所得145万円以上	83,550円	89,680円	83,550円	89,680円	44,400円
一般	年収約156万円～約370万円 健保： 標準報酬月額26万円以下 国保： 年間所得145万円未満等	18,000円 （年間上限） （14.4万円）		57,600円		44,400円
住民税非課税等	Ⅱ 住民税非課税世帯				24,600円	
	Ⅰ 住民税非課税世帯 （年金収入80万円以下など）		8,000円		15,000円	

*5 p.7「多数回該当」をご参照ください。

*6 3割負担の額が自己負担限度額を超えないため、高額療養費の支給対象にはなりません。